

京丹波蒲生地域の歴史と生活

上田美空

(木場貴俊ゼミ)

目次

はじめに

第一章 調査資料について

第一節 祖母への聞き取り

第二節 墓と位牌

第三節 過去帳

第四節 古文書

第二章 江戸時代の蒲生村と上田家

第一節 江戸時代の京丹波蒲生地域

第二節 上田教伯について

第三節 上田姓に関する史料

第三章 明治時代の蒲生村と上田家

第一節 明治時代の京丹波蒲生地域と上田丈右衛門について

第二節 金銭の貸し借りについて

第三節 所属や役職について

第四節 寺とのやりとりについて

第四章 明治時代後期～大正時代の蒲生村と上田家

第一節 明治時代後期～大正時代の京丹波蒲生地域と上田浅之助につ

いて

第二節 小作について

第三節 寺とのやりとりについて

第五章 考察

第一節 百姓としての生活

第二節 村医者の存在
第三節 弓術と村
第四節 寺との関係
おわりに

はじめに

船井郡京丹波町は、京都府の中央に位置している。周囲は南丹市、福知山市、兵庫県丹波篠山市、綾部市と接している。面積が約三〇三平方キロメートルであり、その八割を森林が占めている。「京丹波町ホームページ」。人口は二〇二五年一月時点で約一二〇〇〇人であり、年々減少傾向となっている。「京丹波町ホームページ」。江戸時代には、川筋にひらけた交通が交わる地域だったため、山陰街道筋として栄え、宿場町も形成されていた。「丹波町誌編さん委員会…三三三頁」。現在では、国道が通っており、町民以外の人々も交通の要として利用している。明治二二年（一八八九）には九つの村があったが、それから何度か合併を繰り返し、平成一七年（二〇〇五）に京丹波町として現在の形になった「京丹波町ホームページ」。

そんな京丹波町には、筆者の祖母の家がある。お盆などの年中行事の際には、古い墓や位牌といった存在に筆者自身も触れてきたため、先祖や当時の地域について興味を持った。先行研究を調査していくにあたり『丹波町誌』を用いたが、自治体史には産業や農作物など昭和に入ってから状況が記載している部分が多く、歴史や当時の人々の生活に関す

る記述が少なかった。

そこで本論文では、これまで詳しく論じられてこなかった京丹波町地域の歴史と人々の生活について明らかにしていく。特に、筆者の祖母宅が位置する京丹波町蒲生地域を取り上げる。祖母宅には、江戸時代からの先祖の墓や位牌、古文書などの資料が残されており、これらを調査すれば、当時の人々の生活を知ることができると考えたからだ。

最初に、祖母へ直接聞き取りを行い、祖母の知る限りの蒲生地域の情報を収集する。また、資料から祖母方である上田家の先祖について判明したことを通して、江戸時代から大正時代における当該地域の歴史と人々の生活を論じていく。

第一章 調査資料について

第一節 祖母への聞き取り

まず、祖母に聞き取り調査を行った。祖母は京丹波町蒲生地域で長く生活しており、自治体史などに載っていない地域の情報も得られるのではないかと考えたからである。

祖母は、昭和十三年（一九三八）に現在の京丹波町蒲生に生まれ、誕生以来現在まで同地域に住み続けている。ちなみに蒲生にある祖母宅は、祖母が継いだ家である。祖母には兄妹がいたが、その中に家を継げる男児がいなかったため長女であった祖母が家を継ぐことになった。よって、本論で取りあげる古文書などの資料は、祖母方の先祖に関するものである。

次に、祖母の子ども時代における蒲生地域での暮らしについて聞き取った。当時の蒲生地域では、住民は農家として米作りに専念していた。周囲は田んぼに囲まれており、耕運機等がない時代だったため、農機具の代わりとして耕作用に牛を飼っている家庭が多かったという。祖母の家庭も農業を生業としていたため、子どもの頃から米作りを手伝っていたそうだ。祖母によると、祖母の曾祖父の代には既に農家だったという。四月末から稲の苗の種まきを行い、田植えに向けた田んぼの整地や肥料の準備を始める。当時、祖母の家でも黒牛を一頭飼っており、その牛の

糞を肥料にして農業に利用していた。六月になると田植えを行い、夏の時期は田んぼに生える雑草を取り除いていた。秋祭りが済んだ一〇月下旬ごろから稲を収穫し、朝早くから夜遅くまで作業していたという。収穫後は、稲を干して、稲こきで籾を選別し、唐箕を利用して籾殻を取り除く。その後、編んで作った俵に収穫した米を揃めて農協に出荷していた。出荷の際に米が検査にかけられるため、籾殻などが混入して米の価値が落ちないように何度も選別を行っていたそうだ。一俵につき約六〇キログラムの米が入っていることになるが、それを一〇袋以上は収穫していたという。

この時代、農業は全て手作業であったため、体力的にもきつい作業であったと祖母は語った。米の収穫が終わると、二毛作として麦作りも行っていた。米は「年貢」として納めなくてはいけなかったが、麦はその必要がなかったため家庭用として収穫し、麦米にして食べていた。冬になると農作業ができなくなるため、この地域一帯で一月ごろに山に入り、風呂や料理で使用する一年分の薪を取りに行った。

また、祖母がまだ小さい頃には祖母の父は、一二月から翌四月ごろまで九州へ出稼ぎに行き、家族の生活を支えていたそうだ。その他、農業以外の地域の産業にも手伝いとして参加していたという。祖母の母は、近所にあった蚕の養殖場に農業の合間を縫って手伝いに行っていた。祖母も学生時代に、国の政策の一環として近隣地域で行われていた植樹の苗作りに参加していたそうだ。祖母は、当時米の値が非常に安かったため、農家としての稼ぎだけでは厳しかったと語っている。支払われた給料は、一年分をまとめて受け取っていたため、金銭のやりくりにも苦労していたそうだ。

さらに戦後の蒲生地域について聞き取った。ちなみに戦前までは、自分たちの所有地もあったが、土地を地主から借りて農業をする小作によって米作りをしていたという。それは、祖母の家庭だけでなく、蒲生地域全体で小作農が行われていたとのことである。戦後になると、農地解放が出されたことで小作地を安い値段で購入し、自分たちの土地として農業を行っていた。祖母は婿養子をとって結婚した後は、夫は大工として働き、祖母やその父と母は農家として働いて生活していた。田植え

や稲刈りなど農業が忙しくなる時期は、夫も農作業に加わり家族総出で作業していた。高度経済成長期を迎えたころには農業も機械化が進み、そのタイミングで飼っていた牛を手放して農業機械を購入した。手作業だったところに比べて農作業は格段にやりやすくなったが、機械の手入れや故障した際の修理には費用がかかってしまい、経済的負担は大きかったという。国が主体の減反政策が進められると、蒲生地域でも田地を減らす動きが活発になった。そのため、減らした田地跡に米以外の作物を植える転作が行われ、黒豆などが作られるようになった。黒豆の栽培は、現在でも蒲生地域だけでなく京丹波町全域で生産され続けている。

夫が亡くなってからは田んぼであった土地も手放し、現在では稲作を行ってはいない。黒豆づくりは、祖母とその息子が主体となって続けているが、その年の気象状況によっては栽培しないこともある。祖母が幼いときのように家族経営の農家としての生活は送っていないが、家庭菜園など祖母個人で行っているものは自宅前の土地を畑として利用し続けている。

以上の聞き取り調査から、現在は農家としてあまり機能していないが、祖母が子どものころは農業を基盤に生活していたことが判明した。戦後の改革や機械化が進んだことで蒲生地域でも農業のやり方は大きく変化していった。また、農業は家族経営であったが、それだけにとどまらず、地域の産業にも協力し、住民と関わる機会も作られていたという。

第二節 墓と位牌

本節では、先祖の生きた証である墓と祖母宅の位牌に関する調査を行った。

まずは墓の調査である。祖母を伴って墓地へ向かい、先祖の埋葬地点や埋葬者の情報などを聞き取った。同時に、墓石に刻まれている銘文を確認し、埋葬地点などを図に表した。先祖の墓は、祖母の自宅からほど近い森の中に位置している。森に広い空間があり、そこに多数の墓石と土で盛った埋葬跡が残っている。一族が同じ墓に埋葬されているのではなく、個別の墓石で埋葬されている。

墓は大きく分けて二種類あり、戒名が刻まれた墓石のある墓と埋葬場

所に土を盛っただけの墓石のない墓がある。空間を取り囲むようにコの字型に墓石が並んでおり、墓石のない墓がその内側に点在している。数としては、墓石のある墓が一七、墓石の無い墓が一八であった。その他、墓地の中央に石碑が二基並んでいる。墓石のある墓を四角、墓石の無い墓を丸、中央にある四角を石碑として墓地の埋葬地点を下記の図にまとめた(図)。

墓石のある墓は、戒名が刻まれているものがほとんどであったが、没年が刻まれているものは少なかった。その一つに「享保八年」と刻まれている墓石が残っているため、少なくとも一八世紀前期からこの地域で生活していたことが分かる。一方、墓石の無い墓は、祖母への聞き取りによると、先ほどの図の左側に集中して祖母から近い親族が多く埋葬されている。墓石が無いため、どこに誰が埋葬されているかは祖母の記憶を頼りにして確認した。しかし、図の右側は祖母でも誰が埋葬されているのか分からず、埋葬者を全て把握することはできなかった。

続いて位牌について調査した。祖母宅にて残っている位牌を確認し、戒名と没年、生前時の名前などを調査し、リスト化した。

位牌は、祖母宅の仏壇に置かれている。薄い板状の位牌が何枚かにまとまって納められているものもあれば、一人分の戒名が刻まれた位牌もある。位牌の中には裏面に没年が記されたものもあり、当時を生きた人々の年代を知る手掛かりになった。その数は六〇枚(八八名分)で、位牌の戒名には墓石に刻まれていた戒名と同様のものも確認できた。没年が明治時代以降の祖母から見て近い親族の位牌には、戒名と没年の他に生前時の名前も記載されていた。

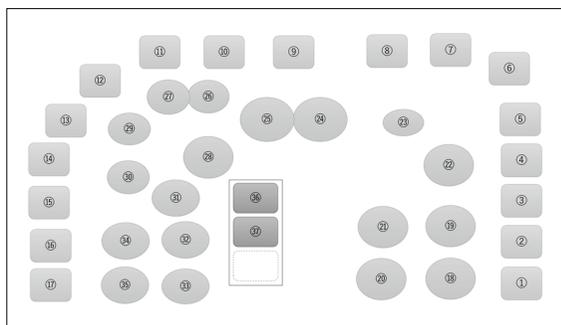


図 墓地の見取り図

第三節 過去帳

祖母に聞き取り調査を行っていく中で、過去帳が残っていることも判明した。祖母宅には様々な古文書が木の箱に入って保管されていた。その中に先祖の戒名と没年が記された過去帳があった。また、自宅からほど近い檀家になっている寺にも先祖の情報が記されている過去帳が残されていた。

まずは、祖母宅に保管されていた過去帳の情報を整理する。祖母宅に残されていた「過去簿」には一八名分の戒名が記載されていた。最終行には、明治一三年（一八八〇）と記されていることから、明治前期に作成されたものであると推測される。そこには、正徳三年（一七一三）に亡くなった先祖から文久二年（一八六二）に亡くなった先祖の戒名と没年月日、没後年数が記載されている。

次に、寺に残されていた過去帳の情報を整理する。寺の許可をいただき、祖母と共に寺へ訪れて過去帳の記載内容を住職から教えていただいた。寺の過去帳には、本家と分家、祖母から近い先祖の戒名と没年が記載されていた。寺からは、本家と分家の過去帳と、祖母から近い先祖の過去帳を別の用紙に筆写したものをご提供いただいた。

本家の過去帳には、没年が正徳三年（一七一三）から嘉永二年（一八四九）までの一六名分の先祖の戒名と没年月日が没年順に記載されていた。分家は、没年が享保三年（一七二八）から弘化三年（一八四六）までの八名分の記載があった。

祖母から近い先祖の過去帳は、没年が明治二〇年（一八八七）から平成二六年（二〇一四）までの一四名分の記載があり、これは祖母の高祖父の代からの情報であった。ここには戒名と共に生前時の名前と親族関係が記載されていたため、祖母を起点とする高祖父までの親族関係を明らかにすることができた。しかし、それより没年の古い先祖は生前時の名前と親族関係の記載がないため、親族のつながりは不明である。

第四節 古文書

祖母に聞き取りを行っていく中で、先述の通り古文書類が祖母宅に保管されていることを知った。祖母に尋ねると、部屋から細長い木箱を持つ

てきた。蓋を開けると、多数の古文書やその他の資料が重なった状態に入っていた。祖母によると、木箱の中に何か保管されていたことは知っていたが、中身を実際に見たことはこれまででなかったという。そのため、出てきた資料の経緯は、祖母からは聞き出せなかった。中身を調べてみると、古文書以外に扇子や数珠、御守りなども一緒に収められていた。その数は、古文書が二五点、扇子が七点、御守りが七点、数珠が一点、木札が一点、大祓詞の冊子が一点であった。木箱に収められていた古文書には、先ほど触れた過去帳も含まれている。

また、この箱以外にも祖母宅には巻物状の古文書が三点保管されていたため、古文書は合計二八点である。分かる範囲で年代順に整理したところ、一六〇〇年代から一九〇〇年代前半の史料であることが分かった。中には、これまでの調査で知った先祖の名前が見られた。

以下、古文書の内容を分析し、これまでの調査とあわせて考察を行っていく。考察を進めるにあたり、古文書の内容から江戸時代、明治時代、明治時代末期から大正時代の三つに分け、特徴的なものを検討する。中でも、古文書に登場する先祖三名に焦点を当てて、当時の京丹波蒲生地域での生活を明らかにしていく。

第二章 江戸時代の蒲生村と上田家

第一節 江戸時代の京丹波蒲生地域

本章では、江戸時代の京丹波蒲生地域について古文書を用いて考えていく。

まず、江戸時代の京丹波蒲生地域について簡単に触れておきたい。祖母宅が位置する現在の京丹波町蒲生地域は、亀山藩領であったとされる。下蒲生村に属していた「丹波町誌編さん委員会…一三三頁」。形原松平家が領主だったころの石高は、隣村の上蒲生村と合わせて四八〇石であった【同…一三六頁】。

古文書の中に、年貢や田地の売り渡しに関するものがあった。ここでは、二点の古文書を取り上げて、当時の田地について触れる。一点目は、

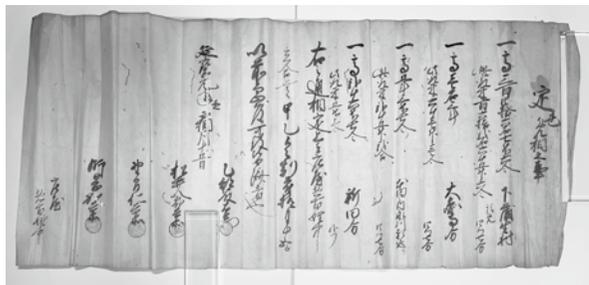


写真1 定免相之事 (撮影 筆者)



写真2 永々売渡申田地之事 (撮影 筆者)

「定免相之事」である(写真1)。延宝元年(一六七三)一月一五日付のもので、調査した古文書の中では最も古い史料である。「定免」とは、江戸時代の徴租法で、過去数年間の年貢高の平均を基準として年貢高を決め、作柄にかかわらず年貢高を一定期間固定することである[朝尾直弘ほか…五三四頁]。

これには、既定の年貢米を期日までに全て納めること(「皆済」)が明記され、当地域の年貢に関する数値が窺える。史料には、村高など収穫高と「取米」(年貢高)、下蒲生村や大圓寺など各地の名と収穫高と年貢高の割合(「請免」)が四か所分記載されている。下蒲生村の収穫高は「高三百四拾六石七升六合」、そして年貢高は「此取米壹百六拾貳石六斗五升六合」で、収穫高の「四つ七分」(四七%)の米を年貢として納める必要があった。その他も同様の記載で、いずれも皆済の日は一月一五日までと、史料の日付から丁度一カ月後を期限としている。

二点目は、「永々売渡申田地之事」である(写真2)。天保九年(一八三八)二月に書かれたもので、下蒲生村の勘之丞宛に出された田地の売り渡しに関する古文書である。土地の売主は、同じ村の勇助で、請人(保証人)の忠七、庄屋の善左衛門・貞蔵・理右衛門が名を連ねている。史料には、二か所の田地の大きさと米の収穫高、そして田地の位置を東西南北の何に面しているかで表している。売る田地は、下田が「貳畝八歩、高式斗八升六合」、中田が「五畝廿五歩、高七斗貳升九合」である。下田や中田は、田地の等級で、地味や耕作条件などに応じて、上・中・下・下々の等級に分けられ、等級ごとに一反あたりの米の収穫量が定められている[渡辺…六四頁]。史料の記載内容から、こうした下田と中田の等級を持った二か所の田地を「銀札四拾五匁」で売り渡したことが分かる。しかし、これらの古文書には差出人も宛名にも姓がないため、先祖が売買に関わっていたのかは不明である。

第二節 上田教伯について

調査の中で、上田姓を名乗る、「上田教伯」という人物が浮かび上がってきた。第一章で調査した墓石や過去帳にもその名が記されていた。墓地の見取り図で⑦の位置にある墓石には「真菴教伯居士」と刻まれ、また⑧の七名の戒名が刻まれている石碑には、側面最後の行に「寛保三癸亥七月日上田教伯」と刻まれている。後者から、上田教伯が寛保三年(一七四三)に石碑を建立したことが推測される。

そして、古文書の中にも享保二〇年(一七三五)三月に中村安斎から教伯宛てに出された「日置流弓之大事」に関するものがあつた。日置流とは弓術の流派で、教伯が弓術を嗜んでいたことが分かる(後述)。

祖母にも教伯について聞き取りを行った。教伯の存在は、家で代々語り継がれてきたという。祖母によると、教伯は現在の和歌山県から移り住んできた人物で、四代続いた医者の家系として亀山藩の藩医として仕えていたという。移り住んだという言い伝えや教伯の名前が刻まれた墓石などから、一七〇〇年代には京丹波蒲生地域で生活していたと考えられる。

教伯についてはさらに、彼の縁戚に関係する史料もある。「親類書」

がそれである（写真3）。史料は、野田甚蔵が作成した、彼の親類関係がつづられている。表記の仕方は、上から野田甚蔵との関係、役職と生存状況、名前となっている。その中に、従弟として「上田教伯」の記載がある。彼については「丹州蒲生村ニ醫師仕罷在候」と、蒲生村で医師として活躍していたことが分かる。これは、祖母から聞き取った情報と一致する。縁戚については、甚蔵の父である玄交が「京都醫師」であったことと関係あるのではないだろうか。

他の親戚にも注目すると、祖父の玄蕃は「御所役人相勤罷在」と御所の役人を勤めていた。妻は「京都町御奉行組ニ同心組相勤」、つまり京都町奉行所の同心だった桜木弥四郎の娘、妹も「長田越中守様御組同心相勤罷仕候」、長田越中守当時の京都町奉行所の同心だった森助一の妻になっている。つまり、教伯は京都の行政に関わっていた人物たちと親戚としての繋がりを持っていた。

史料の作成は「戊三月」としか書かれていない。しかし、妹や子舅にある「長田越中守」こと、長田元隣が京都町奉行だった時期は、享保一二年（一七二七）から同一七年（一七三二）で「京都市…七九頁」、そのうち戊年は、享保一五年（一七三〇）だけのため、「親類書」は享保一五年に作成されたものと考えられる。

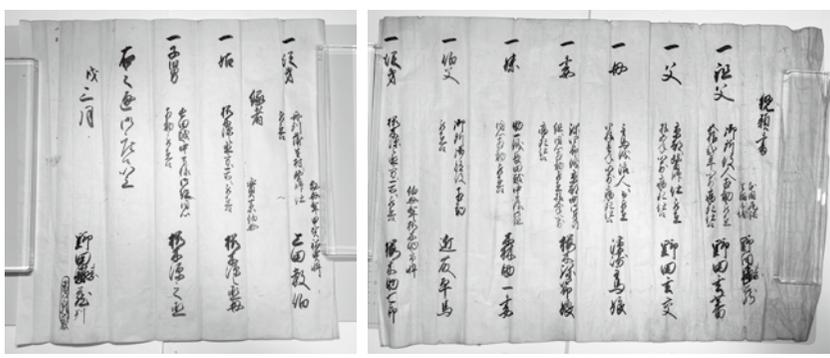


写真3 親類書（撮影 筆者）

第三節 上田姓に関する史料

教伯の次に上田姓を名乗っている史料として、「名字免之状之事」がある（写真4）。安永一〇年（一七八一）三月のもので、下蒲生村の上田良衛門と丈右衛門、世話人の中村庄兵衛が村田市蔵宛に送っている。その内容は、村山を名乗る庄兵衛の取り持ちによって、上田家の一名を市蔵に「子方」として遣わし、「村田氏」と定めたものである。そして、「丸にかしわ」の定紋を指定している。

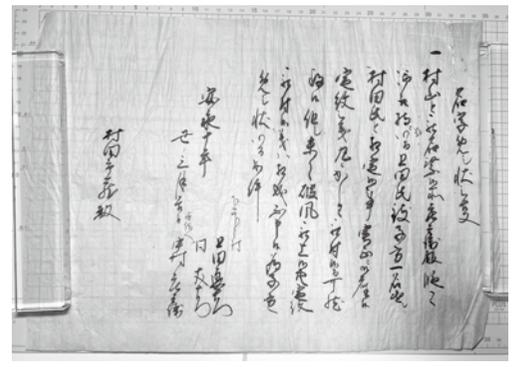


写真4 名字免之状之事（撮影 筆者）

第三章 明治時代の蒲生村と上田家

第一節 明治時代の京丹波蒲生地域と上田丈右衛門について

本章では、明治時代、特に一九世紀後半の古文書から京丹波蒲生地域について考える。

まず、明治時代の当該地域の状況について確認しておきたい。明治時代に入ると、廃藩置県により亀山藩は京都府に含まれた。下蒲生村は、明治五年（一八七二）時点で石高が三四七石、戸数が五一戸であった。上蒲生村では、一三三石、一八戸であった。上蒲生村と下蒲生村は明治一七年（一八八四）に合併し、蒲生村になっている。その後、蒲生村も他の村と合併して、明治三二年（一八八九）に須知村となった〔丹波町誌編さん委員会…二二九～二三三頁〕。

ここでは「上田丈右衛門」という人物に注目したい。祖母の聞き取りから、丈右衛門は祖母の高祖父にあたる人物であることが分かった。寺の過去帳や位牌の情報から、明治三二年（一八八九）に亡くなっている。

複数の古文書に彼の名前が残されており、当時の京丹波蒲生地域を知る手掛かりになると考えられる。祖母の聞き取りからは、教伯のように代々語り継がれてきた情報などは無く、詳細は祖母にも分からないとのことであった。ただ、位牌や過去帳が残っているため、彼の存在は親族から聞かされてきたという。

第二節 金銭の貸し借りについて

ここでは、金銭のやり取りに関する古文書を二点取り上げる。

一点目は、「金子借用證文之事」である。明治七年（一八七四）九月のものである。下蒲生村の吉田九郎藏宛に上田丈右衛門が金子を借りている。その奥書には、同村の戸長である岡本市左衛門が名を記している。史料から「元金六圓五拾銭」を「飯料」として借り、明治八年（一八七五）二月一五日までに利息を揃えて返済することを明記している。史料の作成日から約六カ月間の猶予が設けている。住民同士で金銭を貸し借りする際、その証拠としてこうした書類を作成しやり取りしていたことが分かる。

二点目は、「借用證文之事」である。「金子借用證文之事」と近い明治一〇年（一八七七）八月の古文書である。「金子借用證文之事」と同様、上田丈右衛門が同じ村の住人から金銭を借りていたことを示す内容である。岡本清左衛門から金銭を借りており、請人として同村の吉田弥三郎と中村七兵衛を立てている。「金拾八圓六拾銭」を借り、返済期日を一〇月二一日と証文作成日から約三カ月後に返済することを約束している。

第三節 所屬や役職について

次に、当時の地域で所屬していた講や役職に関する古文書を二点取り上げる。

一点目は、「口演書」である（写真5）。明治五年（一八七二）八月の古文書で、上野村の湊弥右衛門が下蒲生村の人々へ送ったものとされる。湊弥右衛門と同じ村の文之丞という人物が、上田丈右衛門らの預かりとなり、彼らの協力を得て、八幡講へ加入できたことに対するお礼である。八幡講は、八幡宮に家内安全を祈願して弓術を楽しみながら酒宴を

行つて士気を鼓舞する講である。幕末から明治中期までに始まり、弓術の免許状を受け取ることで加入することができる「丹波町誌編さん委員会…一〇四頁」。「口演書」から、上田丈右衛門が八幡講に所屬していたことが推測される。また、宛名に注目すると、「下蒲生村 岡本氏・中村氏・上田氏・吉田氏・弓者御衆 中」と記載されていることから、下蒲生村の村に住んでいる多くの人々が八幡講に入っていたことが考えられる。

二点目は、神宮教院発行の史料である。これは、明治二年（一八七九）一月二二日付のもので、神宮教院から上田丈右衛門宛に、神風講社の世話掛に選定されたことが記されている。神宮教とは、伊勢信仰の伊勢講を母体とする教派神道の一派で、明治五年（一八七二）に神宮教会が設立し、教徒のための講社として神宮教院が設けられた。明治一五年（一八八二）に神道神宮派として独立し、神宮教と改称した。主に、伊勢神宮崇拜を中心とした活動を行っていたとされている「神宮教コトバンク」。丈右衛門は、神宮教と関係があり、教徒として役割を任じられていたことが分かる。

第四節 寺とのやりとりについて

そして、寺から送られてきた古文書を一点紹介する。「院号免牒」は、寺から檀家である上田丈右衛門宛で、明治四年（一八七一）八月一〇日に送られたものである。内容は、丈右衛門の夫婦二人の戒名に院号を付けることを許可したものである。院号とは、仏の弟子になった証として与えられる戒名の一つで、〇〇院として付けられる。元々身分の高い人に授けられるものであったが、次第に寄付を行った者など特定の民衆にも付けられるようになった「院号コトバンク」。史料には、「加之重々

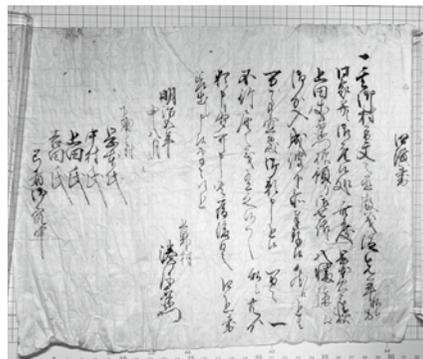


写真5 口演書（撮影筆者）

之金功依夫婦兩人院号令免許者也」と書かれていることから、寺へ資金援助していたことが分かる。それによって院号が許された。丈右衛門の戒名を位牌や過去帳から確認すると「興隆院孤峰道菴居士」、妻の戒名も「月桂院靈光智照大姉」であった。丈右衛門夫婦の院号は、この史料がきっかけで付けられるようになったと考えられる。

第四章 明治時代後期～大正時代の蒲生村と上田家

第一節 明治時代後期～大正時代の京丹波蒲生地域と上田浅之助について
本章では、一九世紀末から二〇世紀前半の史料を中心に京丹波蒲生地域について考える。

まずは、当時の地域がどのような状況だったのか。明治二二年（一八八九）に合併した須知村は、明治三四年（一九〇二）に町政が敷かれて須知町となった。鉄道が園部まで開通したことで、一時期は人や物資の動きが多くなり、山間村落と京阪市場を結ぶ中継地として商品流通が盛んであったとされる〔丹波町誌編さん委員会…五九五～五九六頁〕。

ここでは、「上田浅之助」という人物に注目する。浅之助は、祖母から見て曾祖父に当たる人物で、丈右衛門の息子である。大正一三年（一九二四）に亡くなっている。祖母から聞き取った情報によると、浅之助は農家として生計を立てていたようだ。しかし、農業のできない冬場は茅葺の屋根を作る仕事をしていた。祖母によると、当時の家は基本的に瓦ではなく、茅葺の屋根が主流だったため、何年かに一度は作り変える必要があった。そうした際に、他の地域住民と協力して家の屋根の修繕を行っていたようだ。農家として家を支える一方、同じ地域の活動に参加して村の生活も支えていた人物だったと考えられる。

第二節 小作について

本節では、小作に関する古文書一点に触れる。「小作証券」は、小作のために土地を貸し出したことが記されている古文書である（写真6）。小作とは、小作料を支払って地主から土地を借りて耕作を行う

ことをいう「小作コトバンク」。史料は、明治三二年（一八九八）一月九日のものである。船井郡須知村蒲生に住む吉田小三郎と山崎仙吉が、同村の上田浅吉（浅之助）宛に送っている。史料から、浅之助が同じ村の吉田小三郎に小作地を貸していたことが読み取れる。土地は宅地と畑地の二ヶ所で、期間は明治三二年から明治四一年（一九〇八）までの一〇年間と定めている。そして、小作米「式斗七升」のうち、一年ごとに「式斗五升」を上納することも記載している。祖母の聞き取りでは、浅之助が農家として生計を立てていたとされているが、このように小作地を貸し出すことで収益も得ていたことが分かる。

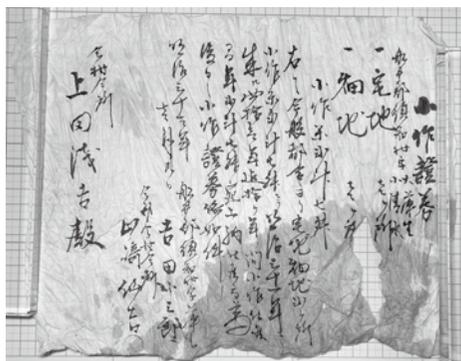


写真6 小作証券（撮影 筆者）

第三節 寺とのやりとりについて

次に、寺に金銭を寄付したことが書かれた古文書を一点紹介する。「受領証」は、大正七年（一九一八）一月作成のもので、祖母宅からほど近い寺の住職が上田浅之助宛に送ったものである。檀家の浅之助が寺に三度に渡って金銭を寄付したことが記されている。

一回目は、大正四年（一九一五）に「伽藍改築篤志」として八円の寄付をしている。伽藍とは、僧侶が住む寺院など建築物を指す「伽藍コトバンク」。つまり、寺の建物の改築に関する寄付であったといえる。

二回目は、大正六年（一九一七）に「江湖會篤志」として七円の寄付をしている。江湖会とは、禅宗で四方の僧侶を集めて夏安居という修行を行うことを指す「江湖会コトバンク」。僧侶の修行活動に対する寄付であったことが推測される。

三回目は、大正六年（一九一七）に「須彌檀新添篤志」として二円五〇銭の寄付をしている。須弥壇とは、仏殿で仏像などを安置するため

に使う高い壇のことをいう「須弥壇 コトバンク」。よって、寄付金は須弥壇の新設による寄付であったといえる。こうした浅之助の約三年に渡る寄付は、寺の改築や僧侶の活動を支援するために活用されたことが分かる。そして、寺の住職が寄付金を受け取ったことを証明するために、金銭援助に貢献した浅之助にこの受領証を渡している。

第五章 考察

本章では、調査した内容をもとに京丹波蒲生地域の歴史と人々の生活について考察していく。特に、百姓、村医者、弓術、寺との関係から検討する。

第一節 百姓としての生活

古文書には、年貢や田畑の売り渡しなど、農業に関するものが複数あった。また、祖母への聞き取りからも農家として蒲生地域で生活してきた先祖の存在を知ることができた。本節では、京丹波蒲生地域の人々の生活について、江戸時代から大正時代の百姓としての暮らしに焦点を当てる。

江戸時代は、灌漑や治水工事などによって水利秩序が整いだした。また、牛や馬の飼育と厩肥の使用が普及したことで農業生産力が飛躍的に発展した時代だとされている「渡辺…四〇〜四一頁」。そのため、多くの村人が百姓として経営していくことが可能になった「同…五三頁」。農業で生計を立てやすくなった一方、村ごとに土地の調査が行われるようになり、石高によって年貢量が決定されるようになる。石高は、田地だけでなく畑や屋敷の面積にも米を作ったと仮定した上で収穫できる米の量を算出したもので、村や土地の規模を石高で表した石高制の社会であった「同…六三〜六五頁」。農業が発展する中、農民は石高に基づく年貢を納めなければならなかった。年貢は、村ごとに課せられている総量を農民一人一人に割り振っている。そして、村単位で集めた年貢を領主へ納めた。しかし、年貢の納入をしない者がいて決まった量の年貢が集まらなかった場合、村人一人の責任ではなく、村全体の連帯責任となっ

てしまう。これを村請制といい、この時代の村社会における特徴であった「同…一〇二〜一二六頁、江南市教育ネット」。

明治時代になると、政府によって様々な改革が行われた。地租改正により石高の所有者には農地の価格が記入された地券が渡されるようになる。土地の私有権が認められた一方、税金が金納制に変わったことで、現金収入の少ない農民は苦しんだとされる。この税金は農作物の豊凶作に関係なく国や町村に支払う必要があり、江戸時代と同様の高い税率であった。「丹波町誌編さん委員会…三八四頁」また、農業関係の法律なども新たに成立したことによって、農業技術も発展し生産量は増加していった「同…四四五頁」。江戸時代は、領主に年貢を納める自作農民がほとんどであり、農地の売買も認められていなかったため、小作率は明治時代から大正時代にかけて四〇%前後もあった「同…四五三〜四五四頁」。

大正時代になると、農村の中核を担う自作農の減少を食い止めるべく対策が取られるようになる。国から金銭の援助が昭和にかけて行われ、小作人が田畑を買い入れて自作農になる傾向が生まれた「同…四六〇頁」。以上の百姓の歴史を踏まえつつ、第二〜四章で紹介した史料を再び取り上げる。

「定免相之事」には、先述したように米の年貢量とその納入期日が記載されている。江戸時代、石高によって米の収穫量を計算し年貢量を決定していたことから、京丹波蒲生地域でも徹底した税の徴収が行われていたことが分かる。渡辺尚志氏によれば、年貢量を決める方法として厘取法と反取法がある「渡辺…一〇二〜一〇三頁」。「定免相之事」には、何割何分何厘という形で年貢率の表記があるため、年貢率を掛けて年貢量を決める厘取法が採られていたと考えられる。また、過去何年分の収穫量の平均をもとに事前に年貢量を決定し、作柄の豊凶に関係なく一定量の年貢を徴収する定免法が用いられていたとされる。延宝元年（一六七三）一月一日の史料から、少なくとも一七世紀後半には蒲生地域で米作りが行われていたことが分かる。

「永々売渡申田地之事」は、土地の売買の記録である。しかし、当時

とは認められていなかった「朝尾ほか・七二八頁」。しかし、藤井讓治氏によれば、田畑永代売買禁止令は、郷村仕置法度の一ヶ条にすぎず、また全国ではなく、関東の幕府領や旗本領のみを対象にしたものだった「藤井・二二六―二八頁」。また、村請制も関係していると考えられる。村に課せられた年貢を納めるためには、村全体で土地の世話をする必要がある。土地が耕作されないままだと荒れてしまい、年貢も集まらないため、土地を売り渡すことで年貢の皆済を行おうとした。蒲生地域でも土地の売買を行うほど、年貢の納入に苦労していたことが推測される。

時代は進み、明治末期の「小作證券」には、同村の住民が土地の所有者である上田浅之助から土地を借りて耕作する旨が記載されている。古文書の年代と近い明治三十九年（一九〇六）の記録によると、須知町における小作地の割合は、田んぼが五六パーセント、畑が三〇パーセントであった「丹波町誌編さん委員会・四五四頁」。この割合の一部を占めていたことが分かる。小作によつて農業の大半が担われていた時代に、自らの土地を耕作するだけでなく、土地を貸す側としての一面も持っていた。

以上から、少なくとも今から三五〇年前には稲作を中心とする生活を多くの人がおこなっていたことが分かる。時代の変化に左右されながらも農家としての生活を築いていた。その際、「土地の管理」と「住民同士のつながり」が必要であったと考えられる。年貢による税収が徹底されていた時代、耕作できる土地の所有は規定の量を納めることにつながり、農家が村の共同体で生活していくために必要な存在であった。「土地の管理」は、納入義務を果たすために農家個人にとつても村全体にとつても非常に重要な要素だったといえる。また、土地の売買や貸し借りを可能にするためにも、住民との信頼関係はなくてはならない。土地をきちんと管理できる人でないと、村全体の責任を問われる可能性があるからだ。住民が互いに信頼できる関係を構築しスムーズなやりとりを行うためには、「住民同士のつながり」が重要であったと考ええる。

第二節 村医者の存在

第二章で上田教伯について触れたが、古文書や祖母の聞き取りから、江戸時代の下蒲生村で医師として生活し、亀山藩の藩医としても活動し

ていたことが判明した。本節では、村における医者について考察する。なお、藩医としての教伯については不明である。

まずは、教伯が医師として活動していた享保期における医療について述べる。この時代、徳川吉宗が將軍になったことで享保の改革が行われた。その改革の一環として疫病対策が採られるようになる。享保五年（一七一〇）から宝暦三年（一七五三）の間、吉宗は薬草見分のために本草学者を全国へ派遣し薬草の調査を行った。薬種資源を確保するだけでなく、地域で薬草の知識を広め、活用できる体制を整えることにも力を入れた。また、疫病の対処法をまとめた『普及類方』を販売させたことで、地域で疫病対策が取れるようになった「東谷・一〇〇―一〇一頁」。

『普及類方』の出版で、医者自身ではない村落指導者層がそれを手にするようになり、医薬の知識を収集していくきっかけになった。中には、村人に頼まれて医療行為や医薬の指導を行う者もいたとされる「若尾・二八八―二八九頁」。これらは、地域の医療を前提とした政策であった。

上記を踏まえ、京丹波地域で医者活躍した時期について述べる。『丹波町誌』によれば、町内の下山区の民家に安永九年（一七八〇）の古文書が残っており、そこには薬種商に注文した品が届かないことを訴える内容が記載されていた。薬に関する古文書から、この時代には医者が開業していたとされる「丹波町誌編さん委員会・一一九五―一九六」。他にも、園部町では寛政三年（一七九一）の古文書には、須知村から当村に医者が来たことが記載されている。また、文久三年（一八六三）の亀山藩御達書にも須知に医者がいたことを示す内容が記録されている。「同・一一九六頁」。これらから、当地域の医者や医療が少しだけ窺える。

その上で、「親類書」を再び取り上げる。史料には、上田教伯が医者として下蒲生村で活躍していた記載があった。享保一五年（一七三〇）に作成されたものと判明したことで、『丹波町誌』の記述よりもさらに約五〇年も前に、蒲生村で活躍する医者があったことが明らかになった。享保期の医療のあり方でも触れたが、この時代は享保の改革により疫病対策が進められ、各地域で医療知識の普及がみられた。村での医療が活発化していた時代、教伯は蒲生村で住民の医療に当たっていたと推測できる。教伯が蒲生地域でどのような医療を行っていたのかは不明である

が、当時の医療政策を下支えしていたものと考えられる。

第三節 弓術と村

古文書の中には、上田教伯宛の「日置流弓之大事」に関するものや下蒲生村民宛の「口演書」など、弓術に関するものがあり、先祖がその集団に属していたことが考えられる。本節では、そうした弓術と村人の関係について考察を行う。

先に当該地域の弓術の歴史について少し触れておく。『丹波町誌』によると、この地域では古くから弓術は伝えられてきたが江戸時代にさらに発展したとされる。日置流の雪荷派・印西派が流派として主に伝えられてきた。そして弓術を行うにあたり免許状を得ると八幡講という組織に入る事ができた。そのため、弓術の門人は八幡講の一員であり、その組織は町内各地にあったとされる。同時に西組弓箭隊にも所属しており、天保一二年（一八四一）の口八田という近隣地域に残る組織の名簿の記録には、この地域だけで一三〇名の構成員がいたことが分かっている。「丹波町誌編さん委員会…一五頁」。このことから、蒲生地域も同等の規模の組織があったと考えられる。また、後には京都の時代祭で八幡講のメンバーが弓箭組として隊列に加わる習わしが戦前まで続いていた。明治中期には隣村の上野で日置流印西派が伝わり、講社員三八〇名を募ったことが分かっている。その他の周辺地域でも弓術の教えが広がり門弟も集まっていたが、次第に衰退していき戦後には廃れていった「同…一六頁」。

こうした歴史が展開された中、調査した古文書の「日置流弓之大事」には享保二〇年（一七三五）と記載があるため、少なくとも今から約三〇〇年前にはこの地域で弓術が行われていたことが導き出せる。また、上田教伯は、村で医者として活躍していた人物である。村医者（藩医）でありながら弓術も心得ていたことが分かる。そして弓術が江戸時代に発展したことから、教伯は弓術ブームに影響を受けた一人だったと考えられる。

続く明治時代の「口演書」には、八幡講に新たにメンバーが加わったことが記されている。史料の記載から、上田家は下蒲生村の講組織で中

核を担っていた一人だと考えられる。そして、明治時代になっても弓術が蒲生地域では盛んであったことが分かる。

先祖のうち、上田教伯と丈右衛門の二名が弓術に親しんでいたが、現在では弓術が盛んではなくなり、身内には誰も弓術に精通した人はいない。ただし、享保期から明治時代にかけて先祖が弓術に親しみ、代々講を通じて活動を続けてきたことが判明した。

また、講は町内各地にあり、組織の人数も多かったことから、弓術の講に入ることはこの地域にとって当たり前のことであったと推測される。よって、農業や日々の仕事の合間を縫って、村の住民が弓術に触れる機会が作られていた。大人数の組織だったため、活動する際は他の地域住民と関わる機会が自然と生まれ、村の住民との人脈を広げることにも役立ったと考えられる。

八幡講は、ただ弓術を行うだけでなく、地域住民とのコミュニティを形成するための特別な組織としての一面も持っていた。住民同士のつながりを築くためにも、弓術に精通して講に加入することが、当時の蒲生地域の村社会にとって必要なことであったとされる。そうした点から、弓術がこの地域で浸透していき、人々の生活の一部として存在していたのだろう。

第四節 寺との関係

本節では、寺と檀家の関係性について考える。渡辺尚志氏によると、江戸時代には、寺請制度によって全ての民衆が寺院の檀家になることが義務化された「渡辺…六〇頁」。筆者を含め祖母の家系は、過去帳の調査で訪れた曹洞宗の寺に現在でも檀家として所属している。具体的にいつから檀家になったかは不明であるが、『丹波町誌』によると、檀那寺は享保元年（一七一六）に創立したと記載されているため、それ以降に所属したと考えられる「丹波町誌編さん委員会…七五九頁」。嘉永三年（一八五〇）に、寺は一度火災により全焼した過去がある。その後、大正二年（一九一三）に本堂の増築をはじめ、他の建造物も建てられるようになった「同…七五九頁」。

上記の寺からは、明治十三年（一八八〇）に「過去簿」が作成されて

いる。寺が火災に遭ってから三〇年後に作成されており、焼失した記録の復元が目的か不明であるが、寺は先祖の情報が残る重要な場であることが分かる。檀家にとって先祖の情報は貴重であったから、寺から情報を受け取り今まで保管されてきたのだろう。

明治四年（一八七一）の上田丈右衛門宛の「院号免牘」により、寄付をしたことで院号が与えられたことが分かっている。祖母に聞き取りを行うと、寺から永代で院号を付けることが許可された家であるという。しかし部落解放など人権問題が取り上げられるようになってからは、檀家の平等性を守るために院号の授与は祖母の代までと変更になったそうだ。先祖の戒名を確認してみると、丈右衛門夫婦、浅之助夫婦、浅之助の息子である善次郎夫婦、そして祖母の父、母、夫と以上九名に院号が付けられていた。つまり、丈右衛門の代が最初で、以後代々院号が付けられるようになったことが分かる。

また、大正七年（一九一八）の「受領証」から、寺への金銭の寄付が本堂の増築が始まったとされる年の二年後からスタートしている。よって、一回目の寄付は寺の増築が行われたタイミングに合わせて出されたものだと推測される。寺が不況に陥った際に支援することも院号付きの檀家の役割であったといえる。

以上のことから、蒲生地域は明治時代から大正時代にかけて寺と檀家のやり取りが行われていたことが分かる。先祖は院号を授かった檀家として、寺が不況に陥ったときはもちろん、求められた際は金銭的援助を通して寺を支える立場であった。その関係は明治時代には築かれていたと考えられ、それは現在も続いている。

おわりに

本論文では、江戸時代から大正時代における京丹波蒲生地域の歴史と人々の生活について、祖母の聞き取りや現存する資料の調査と古文書の内容をもとに考察を行った。

蒲生地域では、藩領から町村合併など支配体制の変化を受けながら、

田地の売り渡しや小作農など土地の取引を行い、主に百姓としての生活を送り、それは先祖の多くでも同様であった。それは、渡辺尚志氏の著書で示されている、一般的な近世の村の特徴を持っていた「渡辺」。

一方で、先祖について調査したことから、医者であった人物や弓術を嗜んでいた先祖など、農業以外の当時の人々の生活を明らかにすることができた。蒲生地域には、医療や弓術、寺といった要素が生活の一部となり、コミュニティを築いていた。これは、蒲生地域の独自性といえる。そうした関係を通して、現在まで蒲生地域に祖母の家系が存続しているといえる。

参考文献

- 朝尾直弘ほか編『角川日本史辞典』（角川書店、一九九六年）
 京都市編『京都の歴史一〇』（学芸書林、一九七六年）
 丹波町誌編さん委員会『丹波町誌』（丹波町役場、一九八五年）
 東谷智「転換する社会」（藤井讓治・伊藤之雄編『日本の歴史 近世・近現代編』ミネルヴァ書房、二〇一〇年）
 藤井讓治「法度」の支配」（同編『日本の近世 支配のしくみ』中央公論新社、一九九一年）
 若尾政希「享保く天明期の社会と文化」（大石学編『享保改革と社会変容』吉川弘文館、二〇〇三年）
 渡辺尚志『百姓の力 江戸時代から見える日本』（KADOKAWA、二〇一五年）
 京丹波町ホームページ「位置・地勢」「歴史・沿革」「京丹波町の人口・世帯数の推移」（最終閲覧日二〇二五年二月二七日）
 江南市教育ネット「年貢貢納の諸相」（最終閲覧日二〇二五年二月三一日）
 コトバンク「神宮教」「院号」「小作」「伽藍」「江湖会」「須弥壇」（最終閲覧日二〇二六年一月五日）

翻刻史料

①「定免相之事」

丑 定免相之事	
一高三百四拾六石七升六合 此取米壹百六拾貳石六斗五升六合	下蒲生村 請免 四つ七分
一高卷石三斗 此取米六斗壹升壹合	大圓寺分 四つ七分
一高五斗三升七合 此取米貳斗五升貳合	本田之内永川起返り 四つ七分
一高貳斗六升七合 此取米五升三合	新田分 貳つ
右之通、相定上者庄屋・惣百姓中 立合無甲乙具割符極月十五日 以前急度可致皆済者也	乙部藤右衛門(印) 松井八郎兵衛(印) 野間仁兵衛(印) 師岡猪兵衛(印) 庄屋 惣百姓中
延宝元年丑霜月十五日	

②「永々売渡申田地之事」

永々売渡申田地之事		
一合而為坪ハ西蒲生下田貳畝八歩 高貳斗八升六合、此内八升六合 四方限南ハ村はし田あぜ切、北ハ善助田地切、西ハみぞ切、東ハ川 中田五畝廿五歩 高七斗貳升九合、此内貳斗貳升貳合永川 四方限南川其元田地、北東ハ岸みぞ切、西ハみぞ切 右件之田地我等持来り候得共、此度無據御年貢ニ差■詰り、 銀札四拾五匁ニ其元へ永々売渡し申候処実正也、然上ハ高之 御年貢諸役共村毎ニ御納所可被成候、萬一無田地ニ付違乱 妨申者有之候得者、時之 御公儀様江被仰「」 如何様之曲事ニ茂可被仰付候、為後日之 永々売券状依如件	永川	
天保九年 戊二月	下蒲生村売主 勇助(印) 請人 忠七(印) 庄屋 善左衛門(印) 同断 貞蔵(印) 同断 理右衛門(印)	同村 勘之丞殿

③「親類書」

親類書

- | | | |
|-----------|-------------------------------------|---------------|
| | 本国尾張
生国山城 | 野田
■甚
蔵 |
| 一 祖父 | 御所役人相勤罷在
五拾弍年以前病死仕候 | 野田玄蕃 |
| 一 父 | 京都二醫師仕罷在
拾五年以前病死仕候 | 野田玄交 |
| 一 母 | 主馬儀浪人二而罷在
四拾壹年以前病死仕候 | 濱崎主馬娘 |
| 一 妻 | 弥四郎儀京都町御奉行
組二同心相勤罷在拾五年以前
病死仕候 | 桜木弥四郎娘 |
| 一 妹 | 助一儀長田越中守様御組
同心相勤罷仕候 | 森助一妻 |
| 一 伯父 | 御所御賄役相勤
罷在候 | 近藤平馬 |
| 一 從弟 | 伯母聲桜木助郎倅
桜木源之丞方二一所二罷在候 | 桜木助七郎 |
| 一 從弟 | 丹州蒲生村二醫師仕
罷在候 | 上田教伯 |
| 縁者 | | |
| 一 姑 | 妻系叔母
桜木源之丞方二一所二罷在候 | 桜木源之丞母 |
| 一 子舅 | 長田越中守様御組同心
相勤罷在候 | 桜木源之丞 |
| 右之通御座候、以上 | | |
| 戊三月 | 野田
■甚
蔵判 | 當戊二拾六歳 |

④「名字免之状之事」

名字免之状之事

- 一 村山と被名乗候所庄兵衛殿段々
御取持二仍而上田氏致子方一名遣し
村田氏と相定候事実正二御座候、
定紋之義丸ニかしわ被付候而可然
致候、但し末々破風被上候共、定紋
被付候義ハ相成不申候、為子方之
免し状仍而如件
- 下こもう村
上田良右衛門
同 丈右衛門
安永十年
丑ノ三月吉日 世話人 中村庄兵衛
- 村田市藏殿

⑤「口演書」

口演書

一其御村方文之丞殿義、從先年私し方
 同家并ニ御座候処、此度岡本忠兵衛様・
 上田丈右衛門様預り御世話し、八幡講江
 御加入成彼下忝奉存候、然ル上者
 万事宜敷御頼申上候 万々一
 不行届之義有之候ハ、私し共
 猶申聞可申候、為後日之口上書
 差出し申候草々以上
 明治五年 上野村
 申八月 湊弥右衛門
 下蒲生村
 岡本氏
 中村氏
 上田氏
 吉田氏
 弓者御衆中

⑥「小作證券」

小作證券

船井郡須知村字 大 蒲生
 小 清水
 一宅地 菘ヶ所
 一畑地 菘ヶ所

小作米式斗七升
 右者今般都合ヨリ宅地畑地式ヶ所
 小作米式斗七升ニテ明治三十一年ヨリ
 来ル四拾老年迄拾ヶ年ノ間小作付候
 間、年式斗五升宛上納仕候間、為
 後日之小作證券依如件

明治三十老年 船井郡須知村字蒲生
 菘月九日 吉田小三郎
 同郡同村同所 山崎仙吉(印)
 同村同所
 上田浅吉殿